

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 手術手袋再利用で中皮腫

准看護師を労災認定

- ◆ 胆管がん労災申請29人に

- ◆ 阪神大震災で復旧作業 男性、中皮腫で死亡

- ◆ 相次ぐ大工・左官業種

アスベスト健康管理手帳申請

- ◆ 石油工場で亜硫酸ガスに曝露！

労災申請と職場改善に起つあがる

- ◆ 編集後記

2012年 10月 1日

第209号

広島労働安全衛生センター

手術手袋再利用で中皮腫

准看護師を労災認定

労災認定された山口県の准看護師、河村三枝さんは（52）が8月27日午後、大阪市内で会見した。

「タルクで顔が真っ白になる状態で仕事をしていた。中皮腫になるまで、石綿の存在もこの病気も、自分に関わりがあるとは思っていなかった」

河村さんは2009年末に受けた健康診断のX線検査で、左肺に影があると指摘された。翌年2月に別の医療機関で中皮腫と診断。6カ所に腫瘍ができ、手術ができないほど進行していた。

石綿で引き起こされる中皮腫という病気を知ったのは、その時が初めてだった。石綿を吸い込むような原因は思いつかなかった。

同年11月の集会で知り合った「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の古川和子会長が河村さんの居住歴などを調べたが石綿との接点が見つからない。「粉っぽい作業はなかったか」。古川さんに看護学校時代からの作業を問われる中で思い出したのが約30年も前のゴム手袋の再利用の作業だった。

河村さんは准看護師として働き始めて3年目の81年、山口県内の産婦人科医院に勤務。医師や助産師らが出産や手術で使った手袋を水洗いして乾燥させ、ポリ袋に一握りのタルクと一緒に入れた。袋をよく振ってまんべんなくタルクをまぶした。素手で、マスクもしなかった。作業は複数人で週1、2回行い、河村さんは計5年間、2週間に1回程度していた。このタルクに石綿が混じっていた。

会見で河村さんが、タルクが主成分のベビーパウダーで作業を再現すると、袋の中から白い粉末が舞い上がった。「この時に吸っていたのだと思う」

手袋80年代まで再利用

医療用手袋は1980年代まで広く再利用されていた。使用済みの手袋は看護師が回収、洗って乾かして再び手術に使ったという。

神奈川県内の総合病院に勤めている呼吸器内科の医師は「昔は、殺菌した手袋はゴムがくっつかないよう、タルクの粉をまぶした」と話す。タルクをまぶす作業をしていた医療従事者が石綿が原因でなる病気、胸膜プラークを発症して、診察したこともあるという。

西日本の手袋メーカーの担当者は「今も昔も新品の医療用手袋は、トウモロコシから作ったでんぷん粉をまぶしている。病院内で再利用する際には、安価なタルクを使った可能性もある」と指摘している。

日本グローブ工業会によると、90年代初頭には、手術用ゴム手袋の使い捨てタイプが主流になったという。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の古川和子会長は「医療従事者は、知らないうちにタルクに混入した石綿を吸い込んだ可能性もある。医療現場でのタルクの使用について、国に調査を求めたい」と話している。

タルクは医療用手袋の再利用時以外にも、ゴム製品や化粧品、製紙などの製造現場で幅広く使われてきた。厚生労働省職業病認定対策室によると、石綿を含んだタルクを扱ったことが原因で労災を認定された労働者は15人。製造業13人、建設業2人でほとんどが中皮腫を発症したという。

石綿関係の労災認定は、厚労省のまとめでは最近5年間は年1千人前後で推移している。ただ潜伏期間が平均で35～40年と長く、今後は申請が増える可能性がある。最近も、1995年の阪神大震災でがれき撤去などをした60代男性や、復旧作業にあたった70代男性がアスベストによる原因とみられる中皮腫を発症して死亡し、相次いで労災認定されている。

タルク 滑石（かっせき）と呼ばれる鉱石を細かく砕いて粉末にしたもので、ゴムやプラスチック製品、化粧品などの製造現場で幅広く使われている。採掘する際、アスベストが不純物として混じることがある。1987年にタルクでできたベビーパウダーの一部に石綿が混じっていることが判明し、規制が始まった。その後、ゴムベルト製造、腕時計などの部品加工に携わり、石綿を含むタルクを吸い込んで死亡した人が労災認定されている。

8月28日付 朝日新聞朝刊より掲載

胆管がん労災申請29人に

大阪市や宮城県の印刷会社でがんが多発している問題で、厚生労働省は8月28日、胆管がんによる労災申請者が24日時点で29人となったことを明らかにした。うち20人はすでに死亡している。約1カ月前の7月25日時点では申請者は18人、打ち死亡は1人だった。厚労省は専門家3人による検討会を9月6日に発足させ、来春をめどに労災認定の結論を出す方針だ。

増えた申請者11人を年齢別に見ると、30代2人、40代3人、50代1人、60代4人、70代以上1人、10人は男性だが、60代の女性が1人いた。女性の申請者はこの問題で初めてという。特に胆管がんが多い大阪市中央区の印刷会社（サンヨー・シーワイピー）では30だいの元従業員の遺族と40代の従業員の計2人が新たに申請。申請者は計12人（うち7人死亡）となった。これらとは別に、印刷会社ではなく製造業で働いていた60代の男性の遺族からも胆管がんによる労災申請があったという。

8月29日付 朝日新聞朝刊より掲載

阪神大震災で復旧作業 男性、中皮腫で死亡

1995年1月に発生した阪神大震災で、がれき撤去などの作業に携わった経験がある兵庫県宝塚市の男性（享年65）が、アスベスト（石綿）の吸引が原因とみられる中皮腫を発症して死亡し、労災認定を受けていたことがわかった。遺族や関係者は「東日本大震災でも起きる可能性がある」として、対策の必要性を指摘している。

遺族らによると、男性は阪神大震災で自営の衣料品販売の仕事ができなくなり、発生直後の95年2月ごろから約2カ月間、被災地の兵庫県宝塚市や西宮市、神戸市などでがれき撤去などのアルバイトをした。被災して破損した建物の屋根瓦や廃材の片付け、清掃作業をしていたという。

男性は2010年からせきや微熱が出るようになり、昨年1月に悪性中皮腫と診断され、同年10月に死亡。男性は震災時のほかには石綿を吸い込むような環境にはなかったとして、昨年6月に西宮労働基準監督署に労災申請し、今年8月に認定された。

8月24日に会見した男性の妻（67）は「たった2カ月のアルバイトで中皮腫になった。東日本大震災の被災地で復興に携わっている人たちにもマスクをするなどして、気をつけてもらいたい」と話した。

震災による石綿被害では、阪神大震災直後から神戸市内などで1年以上、建物解体作業に従事し、中皮腫を発症した30代男性が、08年に姫路労基署から労災認定を受けている。

8月25日付 朝日新聞朝刊より掲載

相次ぐ大工・左官業種

アスベスト健康管理手帳申請

広島労働安全衛生センターは、この数カ月間で大工・左官業種でアスベスト健康管理手帳（以下、管理手帳と呼ぶ）取得にむけた相談が寄せられています。

管理手帳取得交付要件として二つの条件が上げられている。

一つ目は、レントゲン写真による両肺野に石綿による不整形影があり、又は胸膜肥厚が存在すること。二つ目は、アスベスト曝露による「直接業務」として、1、石綿の製造作業、2、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去作業。3、石綿の吹き付け作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体破砕等の作業とされている。

これ以外の作業では、石綿を取り扱う作業を10年以上従事した方となっている。この二つの何れかの条件を満たしていないと健康管理手帳は交付されません。

表題の大工・左官屋さんは「直接業務」には該当しません。したがって「石綿を取り扱った作業に10年以上従事したこと」を自らが証明することを課せられます。

ご存じのように、大工・左官屋さんは親方のもとで一定の期間、修業し技術を習得する

と一人立ちします。その後、一人親方として仕事を請け負ったりすると「労働者」には該当しなくなり労災の対象にはなりません。しかも大工・左官屋さんは、会社勤めとは違って雇用関係もあいまいで、雇用関係を証明する年金制度も困難を極めます。

こうした複雑な職業であることを労働局の担当官は理解しておきながら、交付要件を盾に管理手帳交付を認めようとはしません。これが管理手帳申請過程での実態です。

この間の実例としてレントゲン写真提出に際し、被災者の最寄りの医者や、医療センターの医師、主治医の3人の医師が「胸膜肥厚」が存在すると主張。にも拘らず労働局の局医一人が「胸膜肥厚」は存在しないと主張し、労働局の担当官は交付を認めないことを決定した。こうした労働局の姿勢は被災者の立場に立つのではなく、管理手帳交付を極力限定していくとしか思えない対応になっている。私たちはこれに怯むことなく「10年以上従事」したことを粘り強く実証していく決意でいます。

石油工場で亜硫酸ガスに曝露！ 労災申請と職場改善に起つあがる

某石油会社の工場で働いている男性が、約5年間に渡り、発がん性の指摘されている石英(結晶性シリカ)を含む粉塵と高濃度の亜硫酸ガス、硫化水素に暴露し、慢性気管支炎を発症しました。

この石英を扱う設備に関しては、じん肺法に該当する特定粉じん作業として、既に労働基準監督署から3点の是正勧告と3点の安全衛生指導が行われました。

彼は職場の同僚と監督署に相談に行き、その他の亜硫酸ガス、硫化水素発生設備が慢性気管支炎の因果関係として考えられるとのアドバイスを受け、2012年4月に自分で労災申請をし、さらに広島労働安全衛生センターに相談に来られました。

彼と同センターが監督署と交渉をし、亜硫酸ガスと硫化水素の暴露濃度を調べるため、作業環境測定を行うよう申請したところ、監督署は満足な測定を行わないまま、問題の有毒ガスは発生していなかったとの判断を下しました。

しかし、最も高濃度の亜硫酸ガスが発生していると思われる箇所に至っては、呼吸ができないほどの強烈な臭気は感じられたが、測定器を持参していなかったため、それが問題の亜硫酸ガスかどうかの判別は出来なかったが、臭気があったのでその箇所については会社に改善させたとの回答でした。

問題箇所の作業環境測定を行わないまま設備改善はさせるという、証拠隠滅とも受け取りかねない監督署の対応に大きな疑問を感じています。

その他の劣悪な作業環境については、労働者や罹災者の納得のいく手順を踏んだうえで、早急な改善を行うことが労働行政の本来の姿だと思います。

私はこの問題で労災認定と労働環境改善にむけて納得のいくまで闘うつもりでいます。

是非、多くの皆様のご支援をお願いします。

編集後記

8月28日、中国新聞朝刊に「医療用手袋再利用で中皮腫」「防府の元准看護師労災認定」「山口労基署・粉末に石綿混入」と云った見だしの記事が掲載されていた。

この記事に関連して中国新聞論説委員の K 氏からセンターに対し「アスベスト被害について現状と今後の課題を聞かせてほしい」との問い合わせが寄せられた。

センターとして以下のことを問題点と指摘した。第1点は、アスベスト疾患（中皮腫）は現状の医学では手術による回復はほぼ不可能。と同時に、アスベスト禍がここまで拡大した主たる原因は、業界の自主規制を優先し、労働行政の不作為が招いた結果であること。

第2点目は、タルクに石綿が混入されていたことから、日常生活のなかにもどのように幅広く製品に石綿が使用されていたのか、厚労省は国民に積極的に公表すべき。

第3点目は、アスベスト疾患による潜伏期間は30年から40年と云われている中、阪神大震災のがれき処理に携わった人が、新たな事実として15年間で発症したことが判明。以上の3点を指摘した。

翌日、私たちの指摘を踏まえ朝刊の社説に「医療現場で石綿禍、被害実態の洗い出しを」との見だしで掲載された。

翌々日、中国新聞論説委員の K 氏より「広島労働安全衛生センターの取材をしたい」との申し入れがあった。

取材の場では、『タルク』に関するセンターの経験として「鉄工所での鋳物の取り出し現場で使用されていた」ことで被災し、アスベスト中皮腫で労災申請し認定されたこと。

また、最近の実例では「広島市」とアスベストに関する行政交渉が実現したことや、健康管理手帳取得に向けた大工・左官屋さんの取り組みの困難さなどの実情を報告しました。取材は盛り上がりセンターから中国新聞社への逆取材として原発に対する見解や、現在の政治状況に関する分析と評価を聞かせてもらいました。

最後に K 氏からの取材を終えセンターの個人会員に加入していただきました。紙面を通じてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

会費 (月)

個人 1口 400円

団体 1口 2000円 [尚、会費は本誌購読料を含みます]

ホーム・ページはこちら

hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>